

二十四 第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前																														
<p>（農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表）</p> <p>65の5 - 2 措置法規則第22条の6に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表4のとおりである。</p> <p><b>別表4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:20%;">内 容</th> <th style="width:10%;">発 行 者</th> <th style="width:10%;">根拠条項</th> <th style="width:10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">4 .....</td> <td style="vertical-align: top;">                     (イ) .....                      (ロ) .....                      A .....                      (A) .....                      .....農地                      法第3条                      第1項第                      7号の2                      .....                      (B) .....                      B .....                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">7 .....</td> <td style="vertical-align: top;">                     .....措置法第50                      条第1項.....                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	4 .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... (A) ..... .....農地 法第3条 第1項第 7号の2 ..... (B) ..... B .....				7 .....	.....措置法第50 条第1項.....				<p>（農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表）</p> <p>65の5 - 2 措置法規則第22条の6に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表4のとおりである。</p> <p><b>別表4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:20%;">内 容</th> <th style="width:10%;">発 行 者</th> <th style="width:10%;">根拠条項</th> <th style="width:10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">4 .....</td> <td style="vertical-align: top;">                     (イ) .....                      (ロ) .....                      A .....                      (A) .....                      .....農地                      法第3条                      第1項第                      7号の3                      .....                      (B) .....                      B .....                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">7 .....</td> <td style="vertical-align: top;">                     .....措置法第30                      条の2第1項...                      ...                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	4 .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... (A) ..... .....農地 法第3条 第1項第 7号の3 ..... (B) ..... B .....				7 .....	.....措置法第30 条の2第1項... ...			
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																											
4 .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... (A) ..... .....農地 法第3条 第1項第 7号の2 ..... (B) ..... B .....																														
7 .....	.....措置法第50 条第1項.....																														
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																											
4 .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... (A) ..... .....農地 法第3条 第1項第 7号の3 ..... (B) ..... B .....																														
7 .....	.....措置法第30 条の2第1項... ...																														

二十五 第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用）</p>	<p>（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用）</p>

65の7(1) - 22 .....

.....  
 (注) .....措置法令第39条の7第36項各号.....

(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)

65の7(1) - 37 .....

.....措置法令第39条の7第20項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(買換取得資産等の取得の日)

65の7(1) - 38 .....

.....措置法令第39条の7第36項各号.....

(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)

65の7(1) - 40 .....同条第1項第4号から第6号まで.....

...同条第7項から第9項まで.....

(1) .....

(2) .....措置法第65条第7項から第9項まで.....

(差益割合の計算)

65の7(3) - 1 .....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

65の7(1) - 22 .....

.....  
 (注) .....措置法令第39条の7第35項各号.....

(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)

65の7(1) - 37 .....

.....措置法令第39条の7第19項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(買換取得資産等の取得の日)

65の7(1) - 38 .....

.....措置法令第39条の7第35項各号.....

(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)

65の7(1) - 40 .....同条第1項第5号又は第6号.....同

条第7項又は第8項.....

(1) .....

(2) .....措置法第65条第7項又は第8項.....

(差益割合の計算)

65の7(3) - 1 .....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

改 正 後	改 正 前
<p>(注) .....措置法令第39条の7第39項.....同条第34項... .....</p> <p><b>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</b></p> <p><b>65の7(3)-12</b> ..... .....当該買換資産について措置法第42条の5から第42条の7まで、 第42条の9から第44条の4まで及び第44条の6から第48条まで(同法第46条 及び第46条の2第1項を除く。).....</p> <p>(1) ..... (2) .....</p> <p>注1 ..... 2 .....特定優良賃貸住宅.....特定優良賃貸住宅又 は.....特定優良賃貸住宅.....特定優良賃貸住宅... .....当該特定優良賃貸住宅.....</p> <p><b>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</b></p> <p><b>65の7(3)-13</b> 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前日に取得した資産 につき法人が措置法第42条の5から第42条の7まで、第42条の9から第44条 の4まで、第44条の6から第45条の2まで及び第46条の3から第48条まで... .....</p> <p><b>(取得指定期間の認定)</b></p> <p><b>65の7(4)-1</b> ..... .....措置法令第39条の7第20項.....</p>	<p>注) .....措置法令第39条の7第38項.....同条第33項... .....</p> <p><b>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</b></p> <p><b>65の7(3)-12</b> ..... .....当該買換資産について措置法第42条の5から第42条の7まで 及び第42条の9から第48条まで(同法第46条及び第46条の2第1項を除く。) .....</p> <p>(1) ..... (2) .....</p> <p>注1 ..... 2 .....優良賃貸住宅等.....優良賃貸住宅又は... .....優良賃貸住宅等.....優良賃貸住宅等..... ...当該優良賃貸住宅等.....</p> <p><b>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</b></p> <p><b>65の7(3)-13</b> 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前日に取得した資産 につき法人が措置法第42条の5から第42条の7まで、第42条の9から第45条 の2まで及び第46条の3から第48条まで.....</p> <p><b>(取得指定期間の認定)</b></p> <p><b>65の7(4)-1</b> ..... .....措置法令第39条の7第19項.....</p>

（取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情）

65の7(4) - 2 .....  
 .....措置法令第39条の7第20項.....  
 (1) .....  
 (2) .....  
 (3) .....

（取得指定期間の再延長）

65の7(4) - 3 .....  
 .....措置法令第39条の7第20項.....

（法第50条との選択適用）

65の7(5) - 1 .....  
 .....措置法令第39条の7第55項.....

（取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情）

65の7(4) - 2 .....  
 .....措置法令第39条の7第19項.....  
 (1) .....  
 (2) .....  
 (3) .....

（取得指定期間の再延長）

65の7(4) - 3 .....  
 .....措置法令第39条の7第19項.....

（法第50条との選択適用）

65の7(5) - 1 .....  
 .....措置法令第39条の7第54項.....

## 二十六 第65条の15（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第65条の15（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）関係</u></p> <p>（土地の上に存する権利）</p> <p><u>65の15 - 1 措置法第65条の15第1項に規定する「土地の上に存する権利」とは、地上権、永小作権、地役権又は土地の賃借権をいい、租鉱権、採石権等のように土地に附帯するものであっても土地そのものを利用することを目的としない権利は含まれないことに留意する。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>



**( 2 以上の交換取得資産を取得した場合における圧縮限度額の計算 )**

**65の15 - 4** 2 以上の交換取得資産 ( 措置法第65条の15第 1 項に規定する交換取得資産をいう。以下同じ。 ) を取得した場合における個々の交換取得資産に係る同項に規定する圧縮限度額は、交換譲渡資産 ( 同項に規定する交換譲渡資産をいう。以下同じ。 ) の譲渡直前の帳簿価額に当該交換取得資産の取得価額の合計額のうち占める個々の交換取得資産の取得価額の割合を乗じて計算した金額による。

**( 交換譲渡資産の交換に要した経費 )**

**65の15 - 5** 交換譲渡資産に係る措置法第65条の15第 2 項第 3 号に規定する「交換に要した経費」には、交換に当たり支出した当該交換譲渡資産に係る仲介手数料その他その交換に要した経費の額のほか、土地の交換に関する契約の一環として、又は当該交換のために当該土地の上に存する建物等につき取壊し、除去、移転等 ( 以下「取壊し等」という。 ) をした場合におけるその取壊し等により生じた損失の額 ( 当該取壊し等に伴って生ずる発生資材の処分価額を除く。 ) 及びその取壊し等に伴い借家人に対して支払った立退料の額が含まれる。

**( 2 以上の資産の交換をした場合の経費の額の計算 )**

**65の15 - 6** 措置法第65条の15第 2 項第 3 号の規定により交換譲渡資産の帳簿価額に加算すべき交換に要した経費の額を計算する場合において、同時に交換をされた認可計画施行区域内の土地等が 2 以上あるときは、当該交換に要した経費の額は、原則として個々の土地等につきその交換に要した経費の額を区分して計算するのであるが、個々の土地等ごとの区分計算が困難であるときは、個々の土地等の価額の比等の合理的な基準によりあん分して計算した金額によることができる。

( 新 設 )

( 新 設 )

( 新 設 )

改 正 後	改 正 前
<p><b>（交換に要する経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整）</b></p> <p><b>65の15 - 7</b> 法人が、交換譲渡資産の交換に要する経費の全部又は一部を当該交換があった日を含む事業年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において支出することとなる場合における措置法第65条の15の規定による圧縮記帳の計算については、64(3) - 8の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>（注）64(3) - 8の取扱いに準じて交換譲渡資産の交換に要する経費の額の見積りをする場合におけるその見積額については、当該交換があった日を含む事業年度において未払金に計上することができる。</p>	（新 設）
<p><b>（譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額）</b></p> <p><b>65の15 - 8</b> 措置法第65条の15第1項又は第4項の規定を適用する場合において、圧縮限度額が法人の申告に係る金額と異なることとなったときにおいても、交換取得資産に係る損金算入額は、法人が確定申告書等又は同条第6項に規定する書類に記載した交換取得資産につき損金の額に算入した金額を限度とすることに留意する。</p>	（新 設）
<p><b>（不動産売買業者の有する土地等）</b></p> <p><b>65の15 - 9</b> 65の7(1) - 1の取扱いは、措置法第65条の15第1項の規定を適用する場合について準用する。</p>	（新 設）

## 二十七 第66条（共同で現物出資をした場合の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
（特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等）	（特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等）

66 - 7 ..... .....第68条の36まで.....	66 - 7 ..... .....第68条の36.....
-------------------------------------	-----------------------------------

二十八 第66条の4（国外関連者との取引に係る課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（比較対象取引の意義）</p> <p>66の4(2) - 1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) <u>措置法令第39条の12第8項第2号に掲げる方法</u> <u>国外関連取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と国外関連取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる措置法令第39条の12第8項第2号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>措置法令第39条の12第8項第3号に掲げる方法</u> <u>国外関連取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と国外関連取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる措置法令第39条の12第8項第3号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）</u></p> <p>（同種又は類似の棚卸資産の意義）</p> <p>66の4(2) - 2 措置法第66条の4第2項第1号イに規定する「同種の棚卸資産」</p>	<p>（比較対象取引の意義）</p> <p>66の4(2) - 1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>（同種又は類似の棚卸資産の意義）</p> <p>66の4(2) - 2 措置法第66条の4第2項第1号イに規定する「同種の棚卸資産」</p>



改 正 後	改 正 前
<p>又は措置法令第39条の12第6項、第7項並びに第8項第2号及び第3号に規定する「同種又は類似の棚卸資産」とは、国外関連取引に係る棚卸資産と性状、構造、機能等の面において同種又は類似である棚卸資産をいう。</p> <p>ただし、これらの一部について差異がある場合であっても、その差異が措置令第66条の4第2項第1号イに規定する対価の額若しくは同号口及び八に規定する通常の利益率の算定又は措置法令第39条の12第8項第2号及び第3号に規定する割合の算定に影響を与えないと認められるときは、同種又は類似の棚卸資産として取り扱うことができる。</p> <p><b>(利益分割法の意義)</b></p> <p>66の4(4)-1 <u>措置法令第39条の12第8項第1号に掲げる方法</u>……………  <u>措置法令第39条の12第8項第1号</u>……………</p> <p style="text-align: center;"><b>第5款 取引単位営業利益法の適用</b></p> <p><b>(準ずる方法の例示)</b></p> <p>66の4(5)-1 <u>措置法令第39条の12第8項第4号に規定する「準ずる方法」とは、例えば、次のような方法がこれに該当する。</u></p> <p>(1) <u>国外関連取引に係る棚卸資産の買手が当該棚卸資産を用いて製品等の製造をし、これを非関連者に対して販売した場合において、当該製品等のその非関連者に対する販売価格から次に掲げる金額の合計額を控除した金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>当該販売価格に措置法令第39条の12第8項第2号に規定する比較対象取引に係る営業利益の額の収入金額に対する割合を乗じて計算した金額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ロ <u>当該製品等に係る製造原価の額(当該国外関連取引に係る棚卸資産の</u></p>	<p>又は措置法令第39条の12第6項及び第7項に規定する「同種又は類似の棚卸資産」とは、国外関連取引に係る棚卸資産と性状、構造、機能等の面において同種又は類似である棚卸資産をいう。</p> <p>ただし、これらの一部について差異がある場合であっても、その差異が措置令第66条の4第2項第1号イに規定する対価の額又は同号口及び八に規定する通常の利益率の算定に影響を与えないと認められるときは、同種又は類似の棚卸資産として取り扱うことができる。</p> <p><b>(利益分割法の意義)</b></p> <p>66の4(4)-1 <u>措置法令第39条の12第8項に規定する方法</u>……………<u>措置法令第39条の12第8項</u>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

対価の額を除く。)

八 当該製品等の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

(2) 一方の国外関連者が法人から購入した棚卸資産を他方の国外関連者を通じて非関連者に対して販売した場合において、当該一方の国外関連者と当該他方の国外関連者との取引価格を通常の取引価格に引き直した上で、措置法令第39条の12第8項第2号に掲げる算定方法に基づいて計算した金額をもって当該法人と当該一方の国外関連者との間で行う国外関連取引に係る対価の額とする方法

注 この取扱いを適用する場合の「通常の取引価格」は、措置法第66条の4第2項各号に掲げる方法に準じて計算する。

第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

(同等の方法の意義)

66の4(6)-1 .....

(有形資産の貸借の取扱い)

66の4(6)-2 .....

(委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い)

66の4(6)-3 .....

(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)

66の4(6)-4 .....

(役務提供の取扱い)

66の4(6)-5 .....

第5款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

(同等の方法の意義)

66の4(5)-1 .....

(有形資産の貸借の取扱い)

66の4(5)-2 .....

(委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い)

66の4(5)-3 .....

(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)

66の4(5)-4 .....

(役務提供の取扱い)

66の4(5)-5 .....

改 正 後	改 正 前
(無形資産の使用許諾等の取扱い)	(無形資産の使用許諾等の取扱い)
<u>66の4(6) - 6</u> .....	<u>66の4(5) - 6</u> .....
<b>第7款 申告調整等</b>	<b>第6款 申告調整等</b>
(独立企業間価格との差額の申告調整)	(独立企業間価格との差額の申告調整)
<u>66の4(7) - 1</u> .....	<u>66の4(6) - 1</u> .....
(独立企業間価格との差額の申告減算)	(独立企業間価格との差額の申告減算)
<u>66の4(7) - 2</u> .....	<u>66の4(6) - 2</u> .....
(高価買入れの場合の取得価額の調整)	(高価買入れの場合の取得価額の調整)
<u>66の4(7) - 3</u> .....	<u>66の4(6) - 3</u> .....
<b>第8款 国外移転所得金額の取扱い等</b>	<b>第7款 国外移転所得金額の取扱い等</b>
(国外移転所得金額の取扱い)	(国外移転所得金額の取扱い)
<u>66の4(8) - 1</u> .....	<u>66の4(7) - 1</u> .....
(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い)	(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い)
<u>66の4(8) - 2</u> .....	<u>66の4(7) - 2</u> .....

二十九 第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業倒産防止共済事業の前払掛金)</p> <p>66の11 - 3 .....<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>.....</p> <p>...</p>	<p>(中小企業倒産防止共済事業の前払掛金)</p> <p>66の11 - 3 .....<u>中小企業総合事業団</u>.....</p>

三十 第66条の12及び第66条の13《欠損金の繰越期間の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<b>第66条の12及び第66条の13《欠損金の繰越期間の特例》関係</b>
(廃止)	<p><b>(設備の廃棄等の範囲)</b></p> <p><u>66の12 - 1 措置法第66条の12第1項に規定する設備の廃棄等には、基本通達7 - 7 - 2による除却損の計上が含まれるものとする。</u></p>
(廃止)	<p><b>(総合償却資産の直前の帳簿価額)</b></p> <p><u>66の12 - 2 法人の有する総合償却資産に係る措置法令第39条の23第3項に規定する「直前の帳簿価額」は、基本通達7 - 7 - 3から7 - 7 - 4の2までにより計算した金額による。</u></p>
(廃止)	<p><b>(中小企業者であるかどうか等の判定の時期)</b></p> <p><u>66の12 - 3 法人が、措置法第66条の13第2項各号に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうか及び同項に定める計画を実施している事業年度であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><b><u>(法人と実質的に同一の者と認められるもの)</u></b></p> <p><b><u>66の12 - 4</u></b> 措置法規則第22条の13第1項に規定する「当該法人と実質的に同一の者と認められるもの」には、例えば、国内に支店、工場その他の営業所を設置して事業を行っていた法第2条第4号に規定する外国法人が新たに設立した内国法人に当該事業の全部又は一部を引き継いだ場合における当該外国法人が含まれることに留意する。</p>
(廃止)	<p><b><u>(欠損金の繰越の順序)</u></b></p> <p><b><u>66の12 - 5</u></b> 同一事業年度に次に掲げる欠損金等がある場合の当期の控除額は、次に掲げる金額の順序に従って成るものとする。</p> <p>(1) <u>法第57条に規定する青色申告書を提出した事業年度において生じた欠損金額、法第58条に規定する棚卸資産、固定資産若しくは令第114条に規定する繰延資産についての災害による損失の金額又は措置法第66条の13に規定する特例欠損金額</u></p> <p>(2) <u>措置法第66条の12第1項に規定する設備廃棄等による欠損金額又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）による改正前の措置法第66条の12第1項に規定する設備廃棄による欠損金額</u></p>
(廃止)	<p><b><u>(適格合併等が行われた場合の設備廃棄等に係る欠損金額の引継ぎ等)</u></b></p> <p><b><u>66の12 - 6</u></b> 基本通達12 - 1 - 2から12 - 1 - 5までの取扱いは、措置法第66条の12第4項及び第5項並びに措置法第66条の13第6項及び第7項の規定の適用について準用する。</p>

### 三十一 第66条の12（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）関係

改 正 後	改 正 前
<p><b>第66条の12（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）関係</b></p> <p>（中小企業者であるかどうかの判定の時期）</p> <p><b>66の12 - 1</b> 法人が、<u>措置法第66条の12第1項各号</u>に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p>	<p><b>第66条の14（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）関係</b></p> <p>（中小企業者であるかどうかの判定の時期）</p> <p><b>66の14 - 1</b> 法人が、<u>措置法第66条の14第1項各号</u>に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p>

### 三十二 第67条の5（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p><b>第67条の5（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）関係</b></p> <p>（名義登録を失念した場合等の特定株式投資信託の収益の分配）</p> <p><b>67の5 - 1</b> 基本通達3 - 1 - 1及び3 - 1 - 2の本文の取扱いは、<u>措置法第67条の5</u>に規定する特定株式投資信託の収益の分配について準用する。</p>	<p><b>第67条の6（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）関係</b></p> <p>（名義登録を失念した場合等の特定株式投資信託の収益の分配）</p> <p><b>67の6 - 1</b> 基本通達3 - 1 - 1及び3 - 1 - 2の本文の取扱いは、<u>措置法第67条の6</u>に規定する特定株式投資信託の収益の分配について準用する。</p>

### 三十三 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><b>（経過的取扱い(1)...改正前の措置法等の適用がある場合）</b></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）</u> <u>租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第105号）</u>及び<u>租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成16年省令第31号）</u>）によ</p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）の取扱いの例による。</u></p> <p><u>（経過的取扱い2）…中小企業者等が機械等を平成16年4月1日前に取得等をした場合の特別償却）</u></p> <p><u>法人が、平成16年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において、当該事業年度開始の日から平成16年3月31日までの期間内に取得等をした措置法規則第20条の2の2第1項各号に掲げる減価償却資産の取得価額の合計額が100万円に満たない場合は、改正法令による改正前の措置法第42条の6の規定の適用はないのであるが、当該事業年度において取得等をしたものの取得価額の合計額が120万円以上であるときは、当該減価償却資産のすべてについて、措置法第42条の6の規定の適用があるものとする。</u></p> <p><u>措置法規則第20条の2の2第5項に規定するリース費用の総額が160万円以上の場合も同様とする。</u></p>	<p>（新 設）</p>